

- してさかのぼって13日前(日帰りについては3日前)にあたる日より前に旅行中止の通知をいたします。
- (B) スキーを目的とする旅行における降雪量の不足のように、当社があらかじめ明示した旅行実施条件が成就しないとき、あるいはその恐れが極めて大きいとき。
- (F) 天災地変、運送、宿泊機関等の旅行サービス提供の中止、官公署の命令その他の当社の関与し得ない事由によって契約書面に記載した旅行日程に従った旅行の安全かつ円滑な実施が不可能となり、又は不可能となる恐れが極めて大きいとき。
- (3) 当社は本項①の(1)により旅行契約を解除したときは既に収受している旅行代金(あるいは申込金)から違約料を差し引いて払い戻しいたします。また本項①の(2)により旅行契約を解除したときは既に収受している旅行代金(あるいは申込金)の全額を払い戻しいたします。

②旅行開始後の解約

- (1) 当社は次における場合において旅行開始後であっても、お客様に理由を説明して旅行契約の一部を解除することがあります。
- (A) お客様が病気その他の事由により、旅行の継続に耐えられないと認められるとき
- (B) お客様が旅行を安全かつ円滑に実施するための添乗員等の指示に従わない等、団体行動の規律を乱し、当該旅行の安全かつ円滑な実施を妨げるとき
- (C) 天災地変、暴動、運送・宿泊機関の旅行サービスの提供の中止、官公署の命令その他当社の関与し得ない事由により旅行の継続が不可能になったとき
- (2) 本項②の(1)により旅行契約の解除が行われたときであっても、お客様が既に提供を受けた旅行サービスに関する契約は有効に履行されたものとします。当社は、旅行代金のうち、お客様がまだその提供を受けていない旅行サービスに係る部分の費用から当社が当該旅行サービス提供者に支払いたまたはこれから支払うべき取消料、違約料その他の費用を差し引いた額をお客様に払い戻しいたします。
- (3) 本項②の(1)の(A)・(C)により当社が旅行契約を解除したときは、お客様の求めに応じてお客様のご負担で出発地に戻るための必要な手配をいたします。

15. 旅行代金の払戻し

- ① 当社は第10項の規定により旅行代金を減額した場合または第12項から第14項までの規定によりお客様若しくは当社が旅行契約を解除した場合において、お客様に対して払い戻すべき金額が生じた時は、次のとおり払い戻しいたします。
- (1) 旅行開始前の募集型企画旅行契約解除による払い戻しは、解除の翌日から起算して7日以内に払い戻しいたします。
- (2) 旅行開始後の募集型企画旅行契約解除及び旅行代金減額分の払い戻しは契約書面に記載した旅行終了日の翌日から起算して30日以内に払い戻しいたします。

16. 旅程管理・添乗員

- ① 添乗員の同行する旅行にあっては添乗員が、旅行を安全かつ円滑に実施するための必要な業務(以下「旅程管理業務」という。)及びその他当社が必要と認める業務の全部又は一部を行います。尚添乗員の業務は原則として8時から20時までといたします。
- ② 添乗員が同行しない旅行にあっては、旅程管理業務を行わない場合があります。この場合、事前にお客様に旅行サービスの提供を受けるために必要なクーポン類をお渡しいたします。旅行サービスの提供を受けるための手続きはお客様ご自身で行なって頂きます。
- ③ 添乗員が同行しない旅行にあっては、悪天候その他の理由によって旅行サービスの内容の変更を必要とする事由が生じた場合、代替サービスの手配及び必要な手続きは、お客様ご自身で行なっていただきます。

17. 当社の責任及び免責事項

- ① 当社は旅行契約の履行にあたって、当社の故意又は過失によりお客様に損害を与えたときは、お客様が被られた損害を賠償いたします。ただし、損害発生の日から起算して2年以内に当社に通知があった場合に限ります。
- ② 手荷物について生じた本項①の損害については同項の規定にかかわらず、損害発生の日から起算して14日以内に当社に対して通知があったときに限り、1人15万円を限度として賠償いたします。
- ③ お客様が次に例示するような事由により、損害を被られた場合におきましては、当社は原則として本項①・②の責任を負いません。
- (1) 天災地変、暴動、暴動又はこれらのために生じる旅行日程の変更もしくは旅行の中止
- (2) 運送・宿泊機関等のサービス提供の中止又はこれらのために生じる旅行日程の変更もしくは旅行の中止
- (3) 官公署の命令、伝染病による隔離又はこれらによって生じる旅

- 行日程の変更もしくは旅行の中止
- (4) 自由行動中の事故 (5) 食中毒 (6) 盗難
- (7) 運送機関の遅延、不通、スケジュール変更・経路変更など又はこれらによって生じる旅行日程の変更・目的地滞在時間の短縮

18. 特別補償

- ① 当社は前項①の当社の責任が生じるか否かを問わず、募集型企画旅行契約特別補償規定により、お客様が募集型企画旅行参加中に偶然かつ急激な外来の事故により、その生命、身体に被られた一定の損害につきましては補償金及び見舞金をお支払いします。
- ② お客様が募集型企画旅行中に被られた損害が、お客様の故意、酒酔い運転、疾病等の場合は、募集型企画旅行に含まれない場合で、自由行動中のスカイダイビング、パラグライダー搭乗、超軽量動力機搭乗、ジャイロプレーン搭乗、その他これらに類する。危険な運動中の事故によるものであるときは、当社は本項①の補償金及び見舞金を支払いません。ただし、当該運動が募集型企画旅行日程に含まれているときはこの限りではありません。
- ③ 当社が本項①に基づく補償金支払義務と前項により損害補償金義務を重ねて負う場合であっても、一方の義務が履行されたときはその金額の限度において補償金支払義務・賠償義務とも履行されたものとします。

19. お客様の責任

お客様の故意、過失、法令、公序良俗に反する行為、もしくはお客様が当社の募集型企画旅行約款の規定を守らないことにより当社が損害を受けた場合は、当社はお客様から損害の賠償を申し受けま

20. 旅程補償

- ① 当社は次表左欄に掲げる契約内容(契約書面に記載した旅行契約の内容をいいます。)の重要な変更が生じた場合(ただし、次の(1)~(3)で規定する変更を除きます。)は旅行代金に次表右欄に記載する率を乗じて得た額の変更補償金を旅行終了日の翌日から起算して30日以内にお客様に支払います。(または当社は、お客様の同意を得て金銭による変更補償金の支払いに替え、これと同等又はそれ以上の価値のある物品又は旅行サービスの提供をもって補償を行うことがあります。)ただし、当該変更について当社の第17項①の規定に基づく責任が発生することが明らかになった場合には、変更補償金としてではなく、損害賠償金の全部又は一部として支払います
- (1) 次に掲げる事由による変更の場合は、当社は変更補償金を支払いません。(ただし、サービスの提供が行われているにもかかわらず運送・宿泊機関等の座席・部屋その他の諸設備の不足が発生したことによる変更の場合は変更補償金を支払います。)
- (A) 旅行日程に支障をもたらす悪天候、天災地変
- (B) 戦乱 (C) 暴動 (D) 官公署の命令
- (E) 欠航、不通、休業等、運送・宿泊機関のサービス提供の中止
- (F) 遅延、運送スケジュールの変更等当初の旅行計画によらない運送サービスの提供
- (G) 旅行参加者の生命又は身体の安全確保のため必要な措置
- (2) 第12項から第14項までの規定に基づき旅行契約が解除されたときの当該解除された部分に係る変更の場合、当社は変更補償金を支払いません。
- (3) 次表左欄に掲げる契約内容の重大な変更であっても、「最終旅行日程表に記載した範囲内の旅行サービスへの変更である場合は当社は変更補償金を支払いません。
- ② 本項①にかかわらず、当社が1つの募集型企画旅行契約に基づき支払う変更補償金の額は、旅行代金に15%を乗じて得た額を上限とします。また、1つの募集型企画旅行契約に基づき支払うべき変更補償金の額が1,000円未満であるときは、変更補償金を支払いません。
- ③ 当社が本項①の規定に基づき変更補償金を支払った後に、当該変更について当社に第17項①の規定に基づく責任が発生することが明らかになった場合には、お客様は当該変更に係る変更補償金を当社に返還しなくてはなりません。この場合、当社は同項の規定に基づき当社が支払うべき損害賠償金の額と旅行者が返還するべきこととなる変更補償金の額とを相殺した残額を支払います。

当社が変更補償金を支払う変更		変更補償金の額 = 1件につき下記の率×旅行代金	
		旅行開始日の前	旅行開始日以降
		日までにお客様に通知した場合は	お客様に通知した場合は
① 契約書面に記載した旅行開始日又は終了日の変更		1.5%	3.0%
② 契約書面に記載した入場する観光地又は観光施設(レストランを含みます。)その他の旅行目的地の変更		1.0%	2.0%

③ 契約書面に記載した運送機関の等級又は設備により低い料金のものへの変更(変更後の等級及び設備の料金の合計額が契約書面に記載した等級及び設備のそれを下回った場合に限ります。)	1.0%	2.0%
④ 契約書面に記載した運送機関の種類又は会社名の変更	1.0%	2.0%
⑤ 契約書面に記載した宿泊機関の種類又は名称の変更	1.0%	2.0%
⑥ 契約書面に記載した宿泊機関の客室の種類、設備又は景観の変更	1.0%	2.0%
⑦ 上記の①~⑥に掲げる変更のうち契約書面のツアー・タイトル中に記載があった事項の変更	2.5%	5.0%

注1: 1件とは、運送機関の場合1乗車毎に、宿泊機関の場合1泊毎に、その他の旅行サービスの場合1該当事項毎に1件とします。

注2: ④又は⑥に掲げる変更が1乗車毎又は1泊の中で複数生じた場合であっても1乗車毎又は1泊につき1変更として取り扱います。

注3: ⑦に掲げる変更については、①~⑥の料率を適用せず、⑦の料率を適用します。

21. 旅行条件・旅行代金の基準

本旅行条件の基準日と旅行代金との基準日については、パンフレット等に明示した日となります。

22. 個人情報のお取扱い

- ① 当社は、旅行申し込みの際に提出された申込書に記載された個人情報について、お客様との間の連絡のために利用させていただきます。ほか、お客様がお申し込みいただいた旅行において運送・宿泊機関等の提供するサービスの手配及びそれらのサービスの受領のための手続きに必要な範囲内で利用させていただきます。
- ※このほか、当社は(1)当社及び当社の提携する企業の商品やサービス、キャンペーンのご案内。(2)旅行参加後のご意見やご感想の提供のお願い。(3)アンケートのお願い。(4)特典サービスの提供。(5)統計資料の作成。に、お客様個人の人情報を利用させていただきますことがあります。
- ② 当社は、当社が保有するお客様の個人データのうち、氏名、住所、電話番号又はメールアドレス等のお客様へのご連絡に必要最少限の範囲のものについて、利用させていただきます。当社は、営業案内、催し物内容のご案内、ご購入いただいた商品発送のために、(利用目的を具体的に記載)これを利用させていただくことがあります。

23. その他

- ① お客様が個人的な案内・買い物等を添乗員等に依頼された場合のそれに伴う諸費用、お客様の怪我、疾病等の発生に伴う諸費用、お客様の不注意による荷物紛失、忘れ物回収に伴う諸費用、別行動手配に要した諸費用が生じたときにはその費用をお客様にご負担いただきます。
- ② お客様のご便宜を図るために土産物店にご案内することがありますが、お買物に際しましては、お客様の責任で購入していただきます。
- ③ その他の事項については別途お渡しする旅行書面など当社募集型企画旅行約款によります。

旅行企画実施 **松山海陸運送株式会社**
愛媛県知事登録旅行業第2-23号 愛媛県松山市三津2丁目16番地17

